

計算機利用に係る確認書

本確認書は、外国為替及び外国貿易法（外為法）第25条（役務取引）該当可能性の確認を行うためのものです。

年 月 日

九州大学情報基盤研究開発センター長 殿

課題代表者	氏名	所属	職名

計算機利用申請書の以下利用者について、確認したことを報告いたします。

利用者 (確認対象者)	登録番号	氏名	所属・職名	国籍	アクセス元

研究テーマ・内容

Q1. 上記研究はその成果を一般に公表することができる学術研究ですか？

はい

- 理由) 上記研究は、外部資金に基づかない経費（大学運営費交付金等）による研究であるため
 上記研究は、外部資金に基づく経費（受託研究費等）による研究であるが、契約書等で成果の公表を著しく制限されていない※1ため
 その他（)

いいえ

- 理由) 上記研究は、学術研究であるが、契約書等でその成果の公表を厳格に制限されている研究、もしくは当然に秘密性が求められる研究であるため（e.g. 軍事に関連する研究）
 上記研究は、自社または他の民間企業等の製品開発等を目的としており、学術研究とはいえないため
 その他（)

Q2. 上記研究における計算機利用は、「基礎科学分野の研究活動※2」に当たりますか？

はい

いいえ

※1: 特許出願等に係る制限など、明確な理由がありかつ大学が行う学術研究として一般的に許容できる範囲の制限であれば、「公表を著しく制限されていない」と理解してください。

※2: 基礎科学分野の研究活動とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」をいいます。（産学連携プロジェクトで行われるような共同研究は特定の製品化を念頭に行われることが多く、「基礎科学分野の研究活動」の定義には当てはまらない場合があります。）

☆ 不明な場合は九州大学情報基盤研究開発センターまでお問い合わせ下さい。連絡先 zenkoku-kyodo@iii.kyushu-u.ac.jp

☆ ご回答内容により追加のご説明をいただく場合がございます。予めご了承ください。

上記研究並びに上記研究における計算機利用は、九州大学安全保障輸出管理規則に照らして、本学安全保障輸出管理の対象外であることを確認しました。

年 月 日

九州大学輸出管理統括責任者

輸出管理統括部署
担当者：